

専門科目の特別欠席について

次の理由により欠席した者は、所定の特別欠席願を教務・学生支援係の確認を得て、欠席した授業の担当教員に願い出ることができる。当該授業担当教員は、原則として、欠席の補填措置を行い、特別欠席を欠席数に加算しないものとする。

- (1) 忌引（死亡診断書のコピー1部）
父母・配偶者7日、子5日、祖父母・兄弟姉妹3日
- (2) 天災（市町村長の証明書）
必要と認める日・時間
- (3) 学校保健安全法に定める感染症に該当するとき。（医師の診断書）
医師の証明に基づく治療に必要な期間。
ただし、4週間以上の長期にわたる場合を除く。
- (4) 大学で主催する文化及び体育等の課外活動で、主催大学の副学長等から正式な派遣依頼があり副学長（教育・学生担当）が認めたとき、又は大学以外の団体等が主催するもので学長が認めたとき。ただし、期間及び回数については制限する場合がある。
- (5) その他やむを得ない事情があると教務委員会が認めたとき。
ただし、事前に特別欠席願の提出が可能なものについては、事前提出がなされなかった場合は、特別欠席を認めない。

※1 専門科目の特別欠席願については**教務・学生支援係に提出した後、必ず取りに来て下さい。**許可印のあるものを担当教員に提出しないと、特別欠席扱いになりません。

※2 専門科目については**事由解消後2週間以内に届出がないと許可印を押せません。**

（※1・2に関して、基礎教育科目についてはこの限りではありません）